

# 教員研修の指針改定案が公表される

## 「研修履歴」を活用した新たなガイドライン案も

新たな教員の学びの姿について、「一人一人の教員が、自らの専門職性を高めていく當みであると自己持つて主体的に研修に打ち込むこと」と説明。



指針は教育公務員特例法22条に基づき、教員の資質向上に関する基本的な事項を示しています。

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。  
2教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(研修の機会)  
教育公務員特例法  
(教特法)

### 指針

発行所  
高松市田村町1033-3  
TEL(087)867-4797  
FAX(087)867-6446  
kakyoso@kakyoso.com  
香川県教職員組合  
定価 1部50円 1月100円  
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ  
<http://kakyoso.com/>

月27日、中教審合同会議の席上、教員の資質向上に関する指針の改定案と、あらたな教員研修の運用を定めるガイドラインの案を提示しました。

教員免許更新制が7月1日付で廃止されるのに伴い、2023年4月から新たに導入される教員研修について、文科省は6月27日、中教審合同会議の席上、教員の資質向上に関する指針の改定案と、あらたな教員研修の運用を定めるガイドラインの案を提示しました。

データを適切に活用することができる」としています。

### 校長の資質能力について

校長の基本的な役割を「学校経営方針の提示」「組織づくり」「学校外とのコミュニケーション」の3つに整理。その上で、求められる資質能力として、これまで求められてきた教育者としての資質やマネジメント能力に加えて、新たにアセスメント能力を明記しました。アセスメント能力は「さまざまなデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること」、ファシリテーション能力は「学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと」

研修を通じて向上が求められる資質能力の内容については、校長と教員に分けて整理されています。

### 教員に求められる資質能力について

と、それぞれ説明。校長の採用選考に当たっては、こうした新たに求める能力との整合性を確保するよう、任命権者である各教育委員会に求めています。



①「教職に必要な素養」として、教育基本法に定められた「常に学び「続ける」姿勢や「良好な人間関係の構築」などを挙げています。

5つに再整理しています。

②「学習指導」では「学習者中心の授業の創造」

③「生徒指導」では「子供一人一人の良さや可能性を伸ばす姿勢」など、従来から重視されてきた内容が続いている。

新たに加わったのは

④「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」「特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するためには必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる」と説明。

⑤「ICTや情報・教育データの利活用」「授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒の情報活用能力

（情報モラルを含む）を育成する

授業実践ができる」「児童生徒の学習の改善を図るために、教育

の学習の改善を図るために、教

育

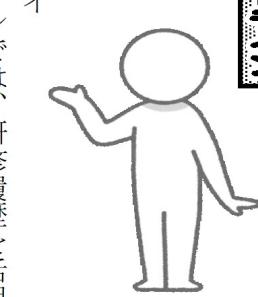
を最大限に活用する

ことができる」としています。

データを適切に活用するこ

とができる」としています。

ガイドライン



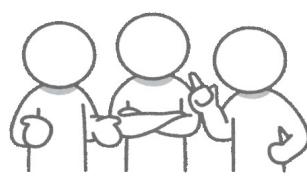
### 研修履歴として記録される範囲

2008年に定めたガイドラインを新たに改訂して対応することとしています。

### 「指導に課題のある教員」

もあり得ると明記しました。

ドライインでは、研修履歴を活用した対話による受講奨励の基本的な捉え方を整理しました。



各教員が学びの成果を振り返ったり、自らの成長実感を得たりすることが一層可能になる。研修履歴が可視化されることにより、無意識のうちに蓄積されてきた自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていくべき分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出しができる。主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることが期待される」と説明。

研修のお仕着せや負担増への懸念が出ていることを踏まえ、「对话に基づく受講奨励は、教員の意欲・主体性と調和したものとなるよう、当該教員の意向を十分にくみ取つて行うことが望まれる」 「記録自体が目的化したり、過度な負担にならないよう、簡素化に留意することが必要」とされている。臨時の任用教員の

都府県教委などが実施す必須記録研修などのほか、任命権者が必要と認めるものとして、「市町村教委による職務研修」が例示されています。

学校現場で日常的な学びとして行われる一定の校内研修・研究」「教員が自主的に参加する研修」が例示されています。

### 研修受講に課題のある教員への対応について

「期待される水準の研修を受けているとは到底認められない場合」として、

①合理的な理由なく法定研修や、教員研修計画に定められた全員が対象となる年次研修などに参加しない場合

②勤務上の支障がないにもかかわらず、必要な校内研修に参加しない場合

③ICTや特別な配慮・支援

を必要とする子供へ対応など特定分野の資の向上を図る強い必要上が認められるにもかからず、一定期間にわたって、合理的な理由なく当該特定分野に係る研修に参加しない場合

など資質向上に努めようとしている姿勢が見受けられない場合を挙げ、こうした教員には、職務命令を通じた研修受講や、人事

上・指導上の措置を講ずること

委員による審議では、研修履歴の記録について任命権者が必要と認めないと言って、一律で記した内容だけが残るようだと、個別最適な研修は困難になる」(戸ヶ崎勤)が重要で、それが教員へのリストректにもなる。そうした内容を含め、ガイドラインの最後『これ

が重要』というまとめが必要ではないか』(荒瀬克己 教職員支援機構理事長)、「ガイド

ラインは、研修成果の確認など厳格化の方

向が見えている。これで学校現場の受け止めは大丈夫なのか。主体性や学びの自由を重視したもので、管理を厳格化するものではないというメッセージをしつかり出してほしい』(貞廣斎子 千葉大学教育学部教授)、「全国連合小学校長会が全国の校長に行つたアンケート

調査では、研修を充実させるためには、教員が教材研究や研修に必要な時間を確保することと、研修の充実を担保するための教員加配が必要という結果が出た。学校現場では、研修に行きたくても、人の手配ができなくて行けないという現実がある。特に小規模校では本当に交代できる教員がない』(大字弘一郎 全国連合小学校長会長)といつた厳しい意見が相次ぎました。

これらの指摘を受け、渡邊光一郎部会長(第一生命HD会長・日本経団連副会長)は、ガイドラインが「研修受講に課題のある教員への対応」の項目で終わっていいることについて「厳しい要素でガイドラインが終わるイメージになつていて、ガイドラインの末尾に教員の学びは児童生徒の学びの模範となることや、研修履歴の記録が新たな学びの手段となることなどのメッセージを書き込む考えを表明。また、報告事項となる研修履歴の簡素化や、働き方改革を進めることが主体的な研修の前提になることを明記する考え方を示した指針の改定案とガイドライン案の修正は部会長に一任され、最終稿は近く実施されるパブリックコメントの募集に合わせて公表される見通しになりました。

研修記録が教員管理に悪用されないように注意し、声をあげる必要があります。

2022年6月15日号2面の記載が間違っていました。この発言は「香教組」の発言です。

参考文献  
「教育新聞」3946号  
文科省HP

### お詫びと訂正

再任用の給与比率が決定したころは、60歳から年金が支給されていた。そ

のため、低く設定されたと聞いていた。今は、出ていないのに給与はそのまま。納得がいかない。人事委員会に訴えて欲しい。

いのち 生命を生みだす母親は 生命を育て 生命を守ることをぞみます  
**第66回香川県母親大会**  
2022年7月31日(日)  
ひにち 13時30分~〈全体会・講演〉  
15時15分~〈分科会〉  
ところ 香川県社会福祉総センター  
高松市番町一丁目10番35号  
電話087-835-3334  
どなたでも参加できます。  
女性も男性もお気軽に  
【記念講演】 講師 本田 宏さん  
平和憲法のもと 生まれてきてよかった  
そう思える社会に  
【分科会】 1.コロナ禍3年目の子どもたち  
2.コロナとくらしと憲法  
各地のサテライト会場ご案内  
①高松市  
香川県社会福祉  
総合センター  
7階:大会議室  
②高松市香川町  
川東コミュニティーセンター  
1階:会議室  
③三木町  
池戸商工センター  
④丸亀市大手町  
市民交流活動センター  
「マルタス」  
⑤観音寺  
(検討中)  
⑥小豆島  
農林環境改善センター  
イマージュセンター  
(中央病院前)  
資料代  
800円  
参加は、会場とZoom  
の併用です。Zoomの方には、  
バスクードなど、後日連絡  
いたします。  
主催:第66回香川県母親大会実行委員会  
〒761-8063 高松市花の宮町1-8-18 (新日本婦人の会香川県本部気付)  
電話 087-861-5959 FAX 087-861-5044

